

# 民俗博物館だより

Vol. XI No. 4

1985. 3. 25



▲手向山八幡の御田植祭 (奈良市)

## 目次

テーマ展「女性とくらし」(テーマ展紹介).....	1
屋根について (その一) (大和の民家⑭).....	3
維新後の民俗信仰 (その一) (フィールド・ノート).....	6
—宗教統制下の葬送・墓制を中心に—	
昭和59年度博物館事業報告.....	9
寄贈民俗資料分類目録.....	11
図書寄贈者目録.....	16
秋の涅槃 (亥の子まつり) (民俗資料調査抄報⑳).....	18
産育習俗 (民俗資料調査抄報㉑).....	19
—お宮参りから初誕生日の祝いまで—	
おしらせ・他.....	19

## テーマ展「女性とくらし」

横山 浩子

今回のテーマ展「女性とくらし」では、かつて女性の手で行われてきた日常のさまざまな仕事と、その人生の重大な節目である結婚・出産を中心に展示・紹介し、私達庶民の生活の中で、女性が担ってきた役割について考えてみようと思う。

\* \* \*

家族は私達が社会生活をいとなむ上での基本的な単位であり、その機能を遂行するためにそれぞれが一定の役割を分担している。男性が家族の生産活動の中心となり、また家の代表として社会的に働く役割であったのに対し、女性は家の中であって衣食住といった消費面の管理・調整をする役目を受け持っていた。

女性の仕事といえば、こうしたものを総称したいわゆる「家事」という言葉がまず浮かぶが、一口に家事といっても、生活の大部分を自給自足にたよっていたかつての暮らしでは、食事一つ作るにも、まず燃料・水の確保から始めねばならず、また穀物の調製、味噌・醤油・漬物をはじめとする調味料・保存食など自らの手で整えてはじめて毎食の調理にかかることができたのである。

食べる、という行為は人間の生命の源であり、どのような不作のときでも、端境期でも家族を飢えさせることなく食いつないでゆく経済的な才覚が、台所のつかさである主婦に求められてきた。

家族の衣料を整えることもまた、その作業の煩雑なことは同様で、糸を紡み、紡ぐことから始めて、機で布を織り、着物を仕立て上げるまでの全工程がひとりの女性の手によだねられていた時代があった。

一枚の着物でも大切にしなければならなかった昔は、夜なべは勿論、雨で農作業のできない日、ちょっとした暇さえあればツヅクリ（繕いもの）に精を出したものだというのが、田畑での激しい労働の合間をぬって行われるこのような仕事はずいぶんつらいものであったと思う。

\* \* \*

女性の一生のうちでも最も重要な節目として、子供から女になったとき（生理学的な面での初潮の体験、儀礼的な面では成女式としてのカネツケ祝いなど）、結婚、出産の三つをあげることができる。

これらはひとり女性の一生にとって大きな意味を持つだけでなく、家族の成立・存続に不可欠な条件であり、ひいては社会的にも重要な意味をもつ。

婚姻の変遷は、女性に対する社会的位置づけと常に対応している。

日本の婚姻の歴史は大きく見れば婿入婚から嫁入婚への推移とみることができる。

現在最も標準的な婚姻形態と考えることのできる嫁入婚は、室町時代以降、家父長的擬制の定着や、通婚圏の拡大などを前提として、主に武家階級の間で形成され、後に庶民の間にひろまったものであるが、民間に伝承されている事例の中にはそれ以前の婚姻形態のなごりをとどめていると思われるものがある。

現在では嫁の荷送りは嫁入りと相前後して行われるのがふつうである。しかし、かつて嫁の荷送りが著しく遅れる例が県下北東部山間の村々で報告されている。

山添村・月ヶ瀬村などでは42才の祝いに荷を持ち込むのが一般的であったといい、また嫁入りと同時に荷を持参することをツリカケとかニイヨメとかいって、あまりいい嫁入りではないとする風潮さえ見られたという。同



▲機織り

じょうな事例は、曾爾村でも報告されている。このようなことは、婚姻成立と嫁の引き移りがかなり隔たってあった時代のなごりと解釈できる。



▲カラウスふみ (大塔村篠原)



▲お宮参り (御所市東佐味)



▲十九夜様 (奈良市下狭川町奥垣内)

嫁入りに際して呪術的な儀礼がともなうことは、多く報告されているが、県下でも出立ちのときに一把藁を焚く、茶碗を割る、などといったことが行われ、葬礼の儀式と共通する場合があることは注目される。

また入家の際、空のタライに足を入れて洗うまねをするアジアライや荷を担いだ際使った杖を折る、草履を隠す、といったことが行われた。

出産・育児は、嫁の重要な役目である。

出産は初産の際は実家へ帰って行くところが多い。

出産場所は、昔はウブヤ・オビヤなどといい、ネアやナンドなど日常の寝室を充てることが多く、畳をあげボロ布などを敷いて生んだ。大塔村篠原では、かつては便所にタライを持ち込みその中に生んだという。

出産は「女の大厄」といわれた。医療技術が充分でなかった昔は生命にもかかわる大事である。だから出産に際しては安産祈願が盛んに行われた。中でも有名なのは奈良市今市町の帯解地藏で、五ヶ月目の戌の日、ここから腹帯と護符をたばって (いただいて) くる。また各村々にも子安地藏や子安観音をまつる所は多い。

大和高原一帯には、農家の若嫁ばかりで集まって十九夜講を行っている所が多くある。この講でまつられている十九夜様とは如意輪観音で、産の神であるといい、無事出産をすませると、ヨダレカケを奉納する所もある(奈良市和田町)。

まためずらしい例ではあるがこの十九夜様を産の神として家で祀っているところが奈良市下狭川町にあり、これは常に祀られているのではなく、妊婦が産気づくと床の間にまつり、横にカワラケに油をついだものに火をともし、これが燃え尽きる頃、無事出産するという伝承がある。

\* \* \*

以上今回の展示にそって、そのあらましを紹介してきた。今後も個々の問題についてはさらに掘り下げて考えなければならないと思っている。

## 屋根について (その一)

長谷川 晋平

民家の屋根形は切妻・入母屋・寄棟屋根が一般的で、全国的に見られるところである。

しかし、地方的な屋根形の特色として、近畿では高塀造り（大和棟ともいう）があげられる。一方、東北地方には入母屋屋根がL字形となる曲り屋があり、中部地方では飛騨の合掌造り、信州の本棟造り、さらに、九州の佐賀県には竈造りなどが特筆される。

これらの民家はそれぞれの地方の気候・風土の影響を強く受けているほか、政治的・社会的背景も見逃せ得ない。また、民家はその時、その時代での生活変化を受容するし、自然及び人工的災害をも経験する。その結果、いろいろな創意工夫が繰り返されてもきた。

たとえば城下町・寺内町・その他都市的性格をもつ町の民家は長い間に数多くの大火事からの教訓によって、江戸時代の中ば頃、屋根葺き材は草葺き・板葺きなどから瓦葺きに移行しはじめるが、他方、おおかたの農村・山村・漁村に位置する民家の屋根葺き材料は、その地方毎で身近に採取できる自然材を主として用いているのである。

これらの民家の屋根葺きに用いる自然材は茅・あし・藁（稲・麦）・樹皮（桧皮・杉皮・白かばなど）・板類（桧・杉・栗・ぶなの木などの割り板）・竹・石版などである。

さて、奈良県内の屋根形は先に述べた通り、高塀造りが代表に上げられるほか、切妻・入母屋・寄棟屋根がある。これらの屋根に葺かれる材料には茅・藁（稲・麦）・樹皮（主に杉皮）・板類（杉材を薄く割ったもの）であるほか、本瓦や棧瓦も葺かれる。

また、屋根葺材から見た県内の分布は、茅葺屋根は奈良盆地周辺部と、山間部に広く分布し、藁屋根は奈良盆地に集中する。樹皮・板類の屋根は奥吉野方面に分布しているのである。

本稿では近年著しく減少を見ている茅葺き、藁葺き、杉皮葺き、ソギ板葺きの各屋根のうち、茅葺き屋根を現在も支えている茅葺き職人の吉岡忠雄氏（宇陀郡榛原町諸木野在住）

と隅田隆蔵氏（同郡大宇陀町大熊在住）から聞き取った事柄を取り纏めたものである。

両氏は元「自明組」と称する組に属していたが、この組は昭和30年頃解散し、現在では数人が独立している。

\* \* \*

自明組は奈良県宇陀郡榛原町自明に、紀州から4、5人の茅葺職人が移住して、自明組と称したのが始まりと伝える。

その後、自明組は紀州からの職人を中心に、附近（同郡大宇陀町・菟田野町）の兼業農家の人達が加わり、拾数人で組織されていた。

この組の運営は毎年、盆の節季にその年の初総会を開き、1年間の親方役（世話役）を推薦で選び、前年に予約を受けた仕事量について打合せたほか、屋根葺き代金は盆暮れの節季受取りのため、この代金を各人に勘定された。さらに、一定年月の見習い期間を経た弟子を、一人前の職人として認めてもよいかどうかと云うことも協議した。

自明組が屋根葺きを請け負う地域は宇陀郡曾爾村、同郡御杖村の2村が主な地盤で、毎年、この地域では総葺きの家が10軒前後と、差し茅程度の家が15軒ほどあって、すべて茅葺きの屋根であった。この地域での屋根葺きの時期は、12月から翌年の3月頃にかけて出掛けたが、この時期以外は地元で、職人各々の得意先の家を葺いた。3月頃から6月頃までは稲藁葺き、6月頃から7月頃にかけては麦藁葺きが多かった。

推薦によって選ばれた親方の役目は仕事の段取りと会計を担当した。毎年11月から12月初めにかけて曾爾、御杖村に出掛け、前年に予約を受けていた施主方を巡って仕事の段取り及び日程などを打合せたほか、集金などにも歩いた。これらに要した日当や、宿泊代は盆暮れの節季の総会で、自明組として請け負った金額を各人の出務日数で配分したうえ、親方の経費は組員数の案分によって支払われた。

技術を修得する徒弟制度については15才位

いから弟子入りしたが、親方は紀州からの職人であった。年季は各人によって多少の年月差はあったが、おおむね5年間であった。弟子入りした初めの1年間は親方の家に住み込み、田畑の耕作や養蚕などを手伝い、仕事面ではサキバシリといって、施主方へ親方及び職人達が出発する1日前に出向き、連絡役となるほか、仕事の準備もさせられた。2年目からは実家から通い、サキバシリは新弟子に引継ぎ、葺き仕事の修業となった。昭和20年以前では毎年1名が弟子入りしたが、それ以後は無くなった。年季奉公中は毎月小使い銭をもらい、また、盆暮れには着物などをもらった。なお、職人として認められる目安は、葺き上げ後の刈り込みが、左右両方向の屋根面を難なくできれば、ほぼ一人前とみなされた。しかし、自明組の総会で全員が認めなければ、職人として扱われなかった。若くして職人になれば、親方や、先輩の職人と同賃金が得られたのである。

さて、自明組の請け負った曾爾・御杖村の

家々には10人位で行って、施主から施主方へと、泊り込んで仕事をした。出掛ける時の衣装は仕事着に草履を履き、着替えにはハンテン・ホンパッチ・タビ・下着などを行季に詰め、行季とハサミ大小・カマを壱反風呂敷で包み、イタゴテ・ワラゴテを重ねて、これに結び付けて肩に担いだ。若衆は年輩の荷物も担いだ。

なお、施主方へはサキバシリが前日に行って、人数などをつけ、宿泊の準備を願った。泊る場所は主に施主方の附属屋をあてがわれたが、隣家や、屋根葺き中の建物でも寝起きする場合もあった。

施主方の準備には宿泊所のほかに、親方と打合せておいた屋根葺き材料の調達があるが、諸材料の茅・藁縄・竹など手持ち分をあてたほか、不足分の材料はタノモシ(茅講)から譲り受けた。茅を借りた場合は1シメ・2シメと数を読んだ。1シメは長さ2間縄を用いて結んだ大束のことで、この中には小束が6・7束入る。このほか、職人や、手伝人に与え



◀茅葺き道具(右からイタ鎌・ワラ鎌・ハサミ四丁・両刃カマ・ペンチ)



◀棟飾りのカラストビを仕立て中



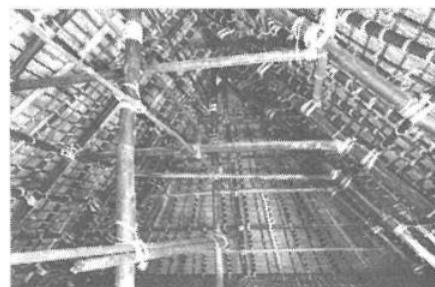
◀軒付け部を仕立中(屋根下地の上に化粧茅を一通り並べ、この上にダン茅で、一定の厚みに積む)



◀屋根面を刈り込む



◀竹製のハリで押え竹と屋根下地材を結ぶところ(この上に捨て茅をのせる)



◀茅葺き後の屋根裏



るワラ草履は夜なべして作られた。

作業期間中の施主はそのほか、食料の買い出しや、諸材料の手配のみで、職人の手元にはタノモシから頼んだ男衆約30人があたり、同じく女衆10人位は三食の炊き出しをした。食事は飯とみそ汁のほかに煮しめ、芋、大根などが主に出され、夕食には酒もでて、もてなされた。

作業の割振りは屋根各面に職人が3人位いと、手伝人もそれぞれ割当てられて競走で葺きあげた。屋根葺きに要した日数は、たとえば屋根面積100坪程の葺きおろしの家が、職人10人余りで、朝8時から日の暮れる頃まで一生懸命やって、4・5日間を要した。

大和の屋根葺きの施工手法についてはコマツキヤ（入母屋のこと）と、寄棟のオ（屋根の稜のところ）は丸味を付けて刈り込むが、紀州や伊賀上野方面では稜線を付けていた。また、軒裏に霧がはうところにはシュロ縄を3回巻きに、それ以外の所にはワラ縄2回巻きで結んだ。押え竹の入れ方はホンブキ（茅葺、麦藁葺のこと）には3段重ね毎に入れ、サカブキ（稲藁葺のこと、穂先を逆さにする）では2段毎に入れるが、両者とも、隅には1段多く重ねた。なお、押え竹の上に捨て茅を多く入れた屋根は長持ちした。

そのほか、職人用語には新築家屋はタテブキと称し、差し茅はヌキサゲ・サゲブキという。この差し茅施工は押え竹間の茅を引っ張り出して、腐朽の著しい個所には新茅を差し込んだ。奈良県内ではこの施工を軒先から始め、上方へ進み、棟から刈りながら下るが、紀州方面では棟から仕上げつつ下る。したがって施工後の屋根面は共に鎧状となる。

以上の民家の屋根葺きに用いた道具はカマ、ハサミ大小、ワラ鋸、イタ鋸である。カマは両刃と片刃の2種類があるが、両刃カマとワラ鋸は茅葺に、片刃カマとイタ鋸は藁葺に、それぞれ主に用いた。ワラ鋸は長さ8尺程の孟宗竹を、幅1寸位いに割ったものを3本重ね、U字形に曲げてしぼり、曲部の先端はシュロ縄を巻き付け、さらにモチワラ縄で鋸の中程まで巻き付けた、手に持った部分は各人の手のひらに合わせた太さとした。イタ鋸は長さ3尺5寸位いで、幅3寸程にして、材の

中程から柄を作り出したものである。刈り込み用のハサミには大小があって、大ハサミは屋根面の刈り込みに使い、小ハサミはテッキ切り（軒先の木口や妻部分）に用いた。昔は直ハサミであったが、現在では反りハサミを使っている。宇陀郡地方の職人の間では戦後から反りハサミが普及した。

なお、今では見るることができない屋根葺儀礼が昭和30年以前には新築の家や、屋根の全面葺替えの家で行われた。この儀礼は屋根の棟飾りを取付けたあと、草葺職人と手伝人の総出によって行われる。まず、職人達は屋根の飾り棟に1列に並び、棟の中央に御幣を立てる。この後、家の表側で、手伝人達によって御供を入れた箱膳を縄（4茎のイネ藁）で結び付け、両端をそれぞれ長く延し、一方は棟上の職人達に、もう一方を下の手伝人達が持ち、掛け声（ヨイヤサー）を掛け合いながら引き上げられ、棟の上の職人によって箱膳が開けられて、中の御供を四方へ撒いたあと、空の箱膳を裏側へ引き上げた時と同様に、掛け声を掛け合いながら下ろした。箱膳の数はカラストビの数だけ作られた。なお、箱膳の中味の御供は酒・洗米・焼物（頭付きの魚）・白ムシ（ウルチ米を粉にして水で練り固め丸くしたもの、カラストビの数だけ入れる）であった。

さらに、フキオロシ（屋根葺きの完成を見た日）の夕食には職人・手伝人達共に、酒と二重折り詰・焼魚などが出されてもてなしを受けた。そのほかには職人のみ祝儀とジバン、或は手拭い・手袋がでた。この宴が終わったあと、夜遅く次の施主方へ向ったという。

\* \* \*

以上、一地方の草葺職人の集団である当時の自明組は、前述の通り比較的民主化した組織運営を行っていたといえよう。また、徒弟制度の一面や、施主のありかた、仕事の日々、施工手法なども断片的に、さらに、現在ではほとんど行われなくなった屋根葺儀礼についても窺い知ることができる。

なお、そのほかに建物の屋根を構成する各個所及び各部材の名称などについても聞き取っている。このことについては次回へゆずることとした。

## 維新後の民俗信仰 (その1)

奥野義雄

—宗教統制下の葬送・墓制を中心に—

明治維新後、明治政府によって廃仏毀釈や神仏分離や神社合祀が行なわれ、明治時代以前から受け継がれてきた神仏を問わない民俗信仰の多くが崩れ去ったと考えられてきた。そして、南方熊楠翁もその書簡に「その一村、一大字、一小字についての民俗 Volkskunde の調べの一通りすむあいだ、なるべく旧慣、土風、屑譚、里伝を保存するよう」と記載し、神社合祀や神仏分離に対して意見を提示しているように、民俗の崩れ去っていくことを予想したのである。

さらに、思想史家の安丸良夫氏も『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈—』において、祖霊崇拜と氏神祭祀に民衆の宗教意識を集約させ、それを国家的な神々の祭祀に連結しようとする宗教政策からすれば、氏神の合併と小祠の廃併合だけが重要なものではなかった。こうした国家の祭祀体系に対立するのは、民俗信仰と民俗信仰的な行事・習俗の全体であるから、それらの全体が迷信・猥雑・浪費などに見なされ、廃絶の対象とされている。

と行論され(傍点・傍線—奥野、以下同様にて省略する)、明治政府の宗教統制による民俗信仰の崩壊を考えられている。

このように明治政府によって民俗信仰の廃絶が意図されていたことは史実であるが、民俗信仰の全体がはたして廃絶へ展開し得たのであろうか。このことはすでに別のところで触れたことがあり、民俗信仰の多くが現代社会に現存していることがこの想定を否定しているといえよう。しかし、この想定を全面的に否定するのではなく、現実に神社合祀や神仏分離が明治政府の国家的権力によって実施されたことは周知のとおりである。

ただ、この政府の宗教統制下の渦中で民俗信仰に対して制圧してきたが、どのように展開してきたかは明確ではない。

したがって、ここでは、明治維新後の明治政府がいかに〈祖先祭祀〉に対して宗教統制を行ない、この社会事情の中で、〈祖先祭祀〉

がどのように現代社会へ展開してきたのかという視点で、すでに触れた折に検討を加えられなかった「葬送」「墓制」を中心に考えていきたい。また、この明治維新後の葬送の展開とともに、盆行事について触れることができると考えている。ゆえに、次に明治政府が通達した文書をとおして「葬送」「墓制」について検討を加えていくことにしよう。

\* \* \*

明治八(1875)年四月十二日に「火葬ヲ申禁ス」という条項に

七月九日はヨリ先火葬解禁ノ令(割註略)出ルヲ以テ内務省焼場制限ヲ府県ニ頒ツ(割註略)是日本県設置ノ地所及ヒ構造法ヲ定メ遺骨ヲ場内ニ廃埋スルヲ禁ス

とあり(『府県史料〈民俗・禁令〉』、『日本庶民生活史料集成』第21巻、所収)、明治維新直後「人の死体は土葬を用ゆべし。火葬に致す事停止の事」と宗教活動への制限が加えられて以後、火葬の禁止がとかれたことを知る。この文献史料は、青森県の様子を示すものであるが、他府県でも同様な様相であったことを同様の文献史料から窺える。たとえば、和歌山県でも明治八年に、

七月二日火葬禁止ノ令ヲ解カレシニヨリ是日管下郷村各小区長ニ達シ従前火葬ノ人家ニ接近スル者ハ更ニ人家遠隔ノ地ニ改メセシム

とあり、火葬の解禁が同県に通達されたようである(『府県史料〈民俗・禁令〉』、前掲書所収)。また、和歌山県では、嬰兒水葬の風習を改め禁ずることも記載されていて、明治七年当時において葬送の習俗に嬰兒の水葬があったことを物語るといえる。すなわち、

各小区長ニ令シ従来区内人民ノ嬰兒ノ死スルアレハ水葬ト唱ヘ死体ヲ河川ニ投棄スル陋習ヲ改メシム ○本県達書

とあるのがそれである(『府県史料〈民俗・禁令〉』、前掲書所収)。

このことはともかく、明治八年頃に火葬が解禁されたことを知る。この葬祭において、

明治政府は火葬を禁じて後、火葬を解禁するという展開を示すとともに、いくつかの葬祭の習俗を禁止・停止させていることが窺えるのである。たとえば、京都府の事例を挙げると、明治五（1872）年九月に、

客月晦日大藏省令シテ各土村俗ノ或ハ旧家ヲ負持シ新戸ヲ凌蔑シ私ニ祠堂ヲ建立シ及ヒ壇ニ屍骸ヲ田畔ニ埋葬スル等モロモロ沿習ノ旧弊ヲ禁止シ（下略）

とあり、田畔に死骸の埋葬や祠堂の建立などの旧弊を禁止するという意図のことが通達されたのである（「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収）。

また、滋賀県では、死者埋葬時の六道銭の投入を明治六（1873）年三月二十九日に行なうてはいけない旨を通達していることを知る。すなわち、

一、從來死者埋葬之節六道銭ト唱エ現在流通之真貨ヲ以棺槨ニ投入シ死者ト共ニ埋没致シ候悪弊有之甚以無謂事ニ付自今右様之所業決而不相成候事

右管内へ無洩相達スル者也

とあるのがそれである（「府県史料〈民俗・禁

令〉」、前掲書所収）。

さらに、山形県においては、「年忌仏事葬礼等可軽事」とみえ、年忌仏事や葬礼は軽くつまり質素にするようにということが記載されていることを知る（「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収）。この様相と同じ意図を示すのが、島根県において明治三（1870）年に、

一、葬式ハ謹慎ヲ主トシ棺槨ハ分限ニ応シ其余無益ノ飾決テ致間敷事

但本葬祭ニ相改檀寺ヲ離候儀勝手次第尤其段役筋ヘ可届出事

とみえて、葬式は慎み深く、死者入棺の棺槨はその人その人に応じたものを通達している。そして、本葬祭においては役筋に届け出ることも併せて明示されていたのである（「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収）。

また、明治元（1868）年に、長崎県において「民間葬祭式ノ僭越ヲ匡シ且以テ其旧習ヲ禁ス」という条々にも

百姓町人共身分不相応之葬式又ハ院号居士号等ヲ諱シ過分之石碑ヲ建候儀ハ堅不相成旨天保二年相達尚其後モ厳敷相触候義モ有之候処イツトナク相弛ミ僧侶ニ於テハ死去



▲墓地（野迫川村）



▲墓地（奈良市八島）



之者有之親戚愁傷之人情ヲモ不察平日寄附奉加之有無ヲ論シ（中略）禁制之院号居士等ヲ授与シ其為ニ謝物ヲ貪リスハ葬式ノ場ニ臨ミ剃髮之有無ヲ申募リ旗天蓋等ニ付而モ種々法則申張り寺檀之間混雜有之哉ニモ相聞以之外ノ事ニ候

という記述がみえ（「府県史料」、前掲書所収）、葬式や位牌院号・居士号や石碑などに関して身分相応のことは行なうべきことが窺える。

このように明治政府が意図する葬祭に関する禁止や改正には、これらの史料をみるかぎり、葬祭にみる習俗を根底から崩壊させようとするものではなかったといえよう。

このことは、明治時代①と現今②の葬祭に関する民俗事例を対比させることによってより一層明確になるであろう。すなわち、

①、昔ヨリ火葬セス其余火化多クシテ土葬少クナクシニ正之屢火化ノ不孝ニ近キコトヲ論カシメテ此俗漸改レリ近隣ニ死人アレバ三日髪ト衣トヲ洗ハス小兒死スレバ同年ノ兒童アル家ニテ耳塞餅トテ餅ヲ製シ兒童ノ耳ヲ覆ヒ其後水中ニ流ス

②、同齡者が死ぬとミミフタギといって、一升豆を煎って箕に入れ、わらぞうりで豆をさすったあと両耳に当てて「いい耳聞け」と三回、「悪い耳聞くな」と一回ずつくり返して唱える。ぞうりは緒を切って道の辻に捨てる。拾って履かれては悪い。豆は皆でよばれる。

という明治期の葬祭にかかわる民俗事例（「府県史料」〈福島県〉、前掲書所収）と、昭和期の葬祭に関する民俗事例（岩崎敏夫『日本の民俗・福島』所収）とにみえる「耳塞餅」と「ミミフタギ」の習俗とは、基本的には「同年ノ兒童」「同齡者」を対象として、耳を塞いで聞かないことであると考えられる。

このように葬祭にかかわる明治期と昭和期の民俗事例を対比させることによって、明治政府の民俗それ自体への圧力があつたとしても、基本的には民衆が受け継いできた〈民俗〉は、崩壊することなく今日まで継承されていることを知る。

このことは、葬祭だけでなく、列挙した福島県の念仏踊についても、明治六（1873）年に禁止されながらも今日まで伝承されている現実

によって例証し得るであろう。すなわち、

磐城之風俗旧来念仏躍ト相唱ヘ湛秋之際仏名ヲ称ヘ太鼓ヲ打男女打群レ夜ヲ侵シテ遊行シ中ニハ如何ノ醜態有之哉之由文明ノ今日有間敷弊習ニ付管内一般本年ヨリ右念仏躍禁止申付候条少年兒女ニ至迄兼テ相違置可申事

とあるが（「府県史料」、前掲書所収）、福島県下には、会津冬木沢の空也念仏踊や会津大念仏踊や磐城の月念仏・じゃんがら念仏、そして白河天道念仏踊・白河歌念仏踊などが現存していることから、『まつり』特集・念仏踊り、第11号所収）、少なからず明治政府の意図した「念仏躍禁止」の通達は十分に発揮し得なかったといえる。そして、さきの史料の文言にみる「男女打群レ夜ヲ侵シテ遊行シ中ニハ如何ノ醜態有之哉之由」という社会的弊習に対して、弊習の基盤になっている〈念仏踊〉を禁止させることが最良の方法と考えたからとも想定し得る。

このことはともかく、明治維新後における「葬送」「墓制」の民俗においても、すべてが明治政府の意図にそって崩れ去つたと考えることはできないであろう。そこにこそ、民衆がもちつづけてきた〈民俗〉の根強さがあつたといえなくはない。

\* \* \*

明治維新以後の廃仏毀釈や神仏分離の渦中で、明治以前より培ってきた民俗（とくに民俗信仰）が、明治政府の実施した宗教統制で崩れ去つていったと考えられてきた。この旧来よりの理解からは提示し得なかった側面を、祖先祭祀の一端である〈葬祭〉について素描してきたが、墓制の習俗に関する明治政府の禁止・停止の通達もみられる。この通達には「埋葬地ノコトニ弊習アリ因テ之ヲ論達ス」という条々に「墓石ハ寺院境内等へ建置埋葬地ハ除地或ハ貢祖適宜ノ地ニ一穴ヲ設ケ其村ノ旧習ニテ」とあり（「府県史料」〈埼玉県〉、前掲書所収）、墓石と埋葬地が別々に存在していたことを明示している。この通達は、「両墓制」を検討する好史料となるであろうことを提示して結びとしたい。

（1985. 2. 20丁）



59% 仏教と民衆を結んだ人々

名古屋学院大学名誉教授 岩城 隆利氏

% 聖と語り物

立命館大学教授 福田 晃氏

% 熊野と庶民信仰

関西大学教授 上井 久義氏

◎民家コース 昭和60年3月(2回)

民俗公園の民家解説  
当博物館 長谷川晋平主査

3/10 住いのうつりかわり

奈良国立文化財研究所 吉田 靖氏

3/4 臨地講座・今井町の住い拝見

奈良国立文化財研究所 清水 真一氏

❖体験学習講座

昭和59年5月22日～23日 はたおり教室Ⅰ

6月16日～17日 はたおり教室Ⅱ

7月21日～22日 はたおり教室Ⅲ

12月6日 シメナワづくり

昭和60年1月26日 ワラフゴづくり

❖印刷物

○博物館研究紀要 第9号

○博物館だより Vol. X I No.1～Vol. X I No.4

○常設展々示あない(図録)

○特別テーマ展図録「大和の年中行事」

◀広報活動▶

❖テレビ・ラジオ

59% テーマ展「大和のはたおり」紹介(NHK大阪放送局〔ラジオ〕美術館・



▲特別テーマ展「大和の年中行事」の展示風景

(同展では、御田祭・野神まつり・虫送り・秋祭・亥の子まつり・オコナイなどの年中行事を紹介した)

博物館めぐり)

% テーマ展「大和のはたおり」紹介〔奈良テレビ、県政ウィークリー〕

% 特別テーマ展「大和の年中行事」紹介(毎日テレビ、真珠の小箱)

% 特別テーマ展「大和の年中行事」紹介(奈良テレビ、県政ウィークリー)

% 体験学習講座〔シメナワづくり〕紹介(奈良テレビ、県政ウィークリー)

60% 体験学習講座〔ワラフゴづくり〕紹介(奈良テレビ、エリヤレポート)

◀日記抄・博物館実習▶

59% 龍谷大学博物館実習(見学)

% 仏教大学博物館実習(見学)

% 仏教大学博物館実習(見学)

% 梅花短期大学博物館実習(見学)

% 大阪芸術大学博物館実習(見学)

% 奈良大学博物館実習(見学)

◀管理・運営▶

館長 山本 實

次長 井ノ上 馨

総務係長 西岡 利男

主査 金春 智子

主事 政 務

事務職員 家城 貴子

建造物係主査 長谷川晋平

❖人事異動

〈転入〉昭和59年4月1日付

館長 山本 實、次長 井ノ上 馨

〈転出〉昭和59年3月31日付

館長 奥田 猛、次長 稲葉 安正

❖民俗専門部会(敬称略)

池田源太(奈良教育大学名誉教授)、堀井甚一郎

(奈良教育大学名誉教授)、平山敏治郎(前・

成城大学教授)、岸田定雄(近畿民俗学会理事)

林 宏(八代学院大学教授)

❖民家専門部会(敬称略)

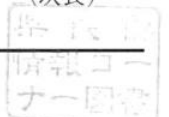
杉山信三(京都市埋蔵文化財研究所長)、岡田

英男(奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調

査部長)、吉田靖(奈良国立文化財研究所建造

物研究室長)、青山賢信(大阪工業大学教授)

(次長)



# 寄贈民俗資料分類目録

(昭和59年3月から)  
(昭和60年2月まで)

昭和59年3月より昭和60年2月に至る間、45名の方々から635点に及ぶ民俗資料を、県民の方々のご協力によりご寄贈いただきました。ご芳名を記して、厚くお礼申し上げます。

(敬称略)

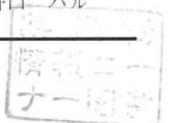
分類番号	調査番号	民俗資料名	数量	採集地	寄贈者氏名
■ 衣・食・住					
(A) 服飾					
A-A	2652	長着(拾)	1	奈良市北椿尾	福井 鯨子
	2653	〃(単)	1	〃	〃
	2660	ハンチャ(単)	1	川上村西河	伊藤 正照
	2661	カクオビ	1	〃	〃
	2758	ハンチャ	1	大和郡山市城町	稲岡 禎二
	2759	〃	1	〃	〃
	2654	コシマキ	1	奈良市北椿尾	福井 鯨子
	2656	キャハンパッチ	1	川上村西河	伊藤 正照
	2657	パッチ(単)	1	〃	〃
	2658	パッチ(単)	1	〃	〃
	2659	〃(拾)	1	〃	〃
	2903	バンガサ	2	大和郡山市小林町	竹原 春市
A-B	2782	鏡台と手鏡	2	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2833	手鏡	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2834	耳だらい	1	〃	〃
A-C	2784	炭火アイロン	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2919	張板	1	奈良市学園大和町	広末 実
	2920	シンシバリ	1	〃	〃
(B) 食事					
B-B	2736	水桶	2	奈良市秋篠町	森村 文治
	2905	ヤカン	1	大和郡山市小林町	竹原 春市
	2792	竹カゴ	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
B-C	2778	カンス	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2788	鉄釜(大)	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2789	〃(小)	1	〃	〃
	2844	釜 No.1	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2845	〃 No.2	1	〃	〃
	2846	〃 No.3	1	〃	〃
	2847	〃 No.4	1	〃	〃
	2914	釜	1	高取町田井庄	藤井 俊一
	2783	スキヤキ鍋	2	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2767	ヤカン	1	〃	〃
	2848	セイロ	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2921	流し台	1	大和郡山市矢田町	前川 空識
B-D	2826	型	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2840	餅切	1	〃	〃
	2851	餅こね板	1	〃	〃
B-F	2790	コウジブタ	2	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2704	タメ No.1	1	榛原町萩原	辻村 佐平
	2705	〃 No.2	1	〃	〃
	2706	〃 No.3	1	〃	〃
	2707	オケ	1	〃	〃
	2708	クミ出シ	1	〃	〃
	2709	酒樽	1	〃	〃
	2710	ダキ	2	〃	〃
B-F	2711	オケ	1	〃	〃
	2712	米箱	1	〃	〃
	2713	オケ	1	〃	〃
	2714	〃	1	〃	〃
	2715	ブンジ	2	〃	〃
	2716	ヒシヤコ	1	〃	〃
	2717	〃	1	〃	〃
	2718	カイ No.1	1	〃	〃
	2719	〃 No.2	1	〃	〃
	2720	〃 No.3	1	〃	〃

	2721	カイ No.4	1	榛原町萩原	辻村 佐平
	2722	ザル	1	〃	〃
B-F	2723	オケ	1	〃	〃
	2724	〃	1	〃	〃
	2725	酒袋	5	〃	〃
	2726	酒樽	1	〃	〃
	2727	ムシダメ	1	〃	〃
B-G	2745	茶壺	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2766	〃	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2771	壺	1	〃	〃
	2793	茶筒	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2739	酒カン	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2740	盃	1	〃	〃
	2741	トックリ No.1	1	〃	〃
B-G	2742	〃 No.2	1	〃	〃
	2743	〃 No.3	1	〃	〃
	2744	〃 No.4	1	〃	〃
	2911	タバコ盆	1	高取町田井庄	藤井 俊一
B-I	2770	茶碗と茶碗箱	82	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2772	手塩 (テシヨ)	30	〃	〃
	2779	針 No.1	2	〃	〃
	2780	〃 No.2	1	〃	〃
	2781	〃 No.3	1	〃	〃
	2794	椀	3	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2822	〃	7	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2823	菓子椀	1	〃	〃
	2825	皿	2	〃	〃
	2839	菓子皿	1	〃	〃
	2764	箱膳	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2774	膳 (小)	1	〃	〃
	2775	膳	3	〃	〃
	2827	膳 (赤)	10	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2828	膳 (黒)	8	〃	〃
	2836	膳 No.1	1	〃	〃
	2837	〃 No.2	1	〃	〃
	2838	〃 No.3	1	〃	〃
	2917	膳	1	高取町田井庄	藤井 俊一
(C) 住居					
C-B	2892	便利炭	19	大和郡山市洞泉寺町	中川 園昭
	2908	火消壺 No.1	1	高取町田井庄	藤井 俊一
	2909	〃 No.2	1	〃	〃
C-C	2842	壺	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
C-D	2746	コタツ No.1	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2747	〃 No.2	1	〃	〃
	2748	〃 No.3	1	〃	〃
	2749	〃 No.4	1	〃	〃
	2750	〃 No.5	1	〃	〃
	2751	〃 No.6	1	〃	〃
	2765	火鉢	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2776	箱火鉢	1	〃	〃
	2777	足アブリ	1	〃	〃
	2786	六角火鉢	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2787	長火鉢	1	〃	〃
	2796	コタツ No.1	1	〃	〃
	2797	〃 No.2	1	〃	〃
	2798	〃 No.3	1	〃	〃
	2799	〃 No.4	1	〃	〃
	2800	〃 No.5	1	〃	〃
	2801	〃 No.6	1	〃	〃
	2843	火鉢	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2896	コタツ	1	京都府相楽郡木津町西町	粗馬 すみ子
	2812	ガス燈の球	3	大和郡山市柳町	片岡 久子
C-D	2841	弓張提灯	2	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2922	電球の笠 No.1	1	大和郡山市矢田町	前川 空識



	2 9 2 3	電球の笠	No.2	1	大和郡山守矢田町	前川	空藏
	2 9 2 4	〃	No.3	1	〃	〃	〃
	2 9 2 5	〃	No.4	1	〃	〃	〃
	2 7 2 9	ボテコ	No.1	1	奈良市秋篠町	森村	文治
	2 7 3 0	〃	No.2	1	〃	〃	〃
	2 7 3 1	〃	No.3	1	〃	〃	〃
	2 7 3 2	〃	No.4	1	〃	〃	〃
	2 8 5 4	タンス		1	大和郡山守今井町	安田	喜久
	2 8 5 5	長持		1	〃	〃	〃
	2 8 5 6	〃		1	〃	〃	〃
	2 9 1 6	ボテコ		1	高取町田井庄	藤井	俊一
	2 7 9 5	箱枕		1	大和郡山守北郡山町	野口	ハル
	2 7 6 8	和釘		55	大和郡山守矢田町	中尾	次朗
C-E							
C-F							
■ 生産・生業							
(D) 農 耕							
D-A	2 7 3 3	チヨナワ		1	奈良市秋篠町	森村	文治
	2 8 9 5	カラスキ		1	大和郡山守城町	西本	俊夫
D-C	2 9 0 7	唐箕		1	河合町川合	片岡	勇策
	2 9 3 9	〃		1	天理市上仁興	大倉	弘
	2 7 6 1	カラウズ		1	上北山村河合	富山	寿一
	2 9 0 1	筵		1	平群町椿井	吐田	藤雄
	2 9 0 2	〃		1	〃	〃	〃
D-C	2 8 9 9	〃		2	田原本町新本	松井	忠夫
D-D	2 8 1 3	虫の折袴札と御幣		2	山添村毛原	長	久
	2 7 5 2	デジボ		1	明日香村松前	米田	義一
	2 8 0 6	〃		1	桜井市穴師	西田	信夫
	2 8 0 7	サシ俵		1	奈良市別所町	吉見	孝夫
	2 8 0 8	サントク		1	〃	〃	〃
	2 8 0 9	農具模型		13	〃	〃	〃
	2 8 1 0	ホウダイ		1	〃	〃	〃
(F) 漁 撈							
F-C	2 7 3 5	サデ		1	奈良市秋篠町	森村	文治
	2 7 6 9	ビク		1	大和郡山守矢田町	中尾	次朗
	2 7 9 1	手綱		1	大和郡山守北郡山町	野口	ハル
(H) 養 蚕							
H-A	2 8 9 7	カゴサンダ		25	奈良市法華寺北町	川崎	泰信
	2 8 9 8	サンダ台		2	〃	〃	〃
	2 6 4 3	ワムシオリ		1	大淀町増口	桐井	ハナ子
	2 6 4 4	ワユのケバトリ		1	〃	〃	〃
(I) 染 織							
J-B	2 7 3 7	カセ車		1	奈良市秋篠町	森村	文治
	2 7 3 8	ハヤグリ		1	〃	〃	〃
	2 7 8 5	〃		1	大和郡山守矢田町	中尾	次朗
(K) 手工・製造							
K-B	2 9 1 0	シッコの型		30	高取町田井庄	藤井	俊一
(L) 諸 職							
L-B	2 6 4 9	自立でのヤスリ		4	平群町鷹原	小東庄	五郎
	2 6 5 0	チヨソノ		1	〃	〃	〃
■ 交通・運輸・通信							
M-B	2 6 5 5	オチガイ		1	川上村西河	伊藤	正照
	2 8 3 2	滑車		4	大和郡山守今井町	安田	喜久
■ 交 易							
N-B	2 9 1 5	錢箱		1	高取町田井庄	藤井	俊一
	2 9 4 0	チヨウダンス		1	大和郡山守杉町	竹川	誠一
	2 7 6 2	吉租入		1	大和郡山守矢田町	中尾	次朗
	2 7 6 3	小物入		1	〃	〃	〃
	2 7 7 3	トカキ棒		1	〃	〃	〃
	2 9 0 6	棒ハカリ		1	大和郡山守小林町	竹原	春市
N-C							
■ 社会生活							
O-B	2 7 0 3	僧侶のカゴ		1	大和郡山守小泉町	不退山	安養寺
O-C	2 9 2 6	ハンテシ		1	大和郡山守材木町	福本	吉保
	2 9 2 7	〃		1	〃	〃	〃
	2 9 2 8	〃		1	〃	〃	〃
	2 9 2 9	〃		1	〃	〃	〃

	2930	頭巾 No.1	1	大和郡山市材木町	福本 吉保
	2931	〃 No.2	1	〃	〃
	2932	消防用マント	1	〃	〃
	2933	腹掛	1	〃	〃
	2934	脚絆	1	〃	〃
	2935	ズボン	1	〃	〃
O-C	2936	手甲	1	〃	〃
	2937	テオイ	1	〃	〃
	2938	ツル	1	〃	〃
O-D	2904	十手	1	大和郡山市小林町	竹原 春市
O-F	2824	重箱	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2829	フクサ	3	〃	〃
■ 信仰					
P-A	2728	お仮屋	1	奈良市秋篠町	森村 文治
P-C	2849	三宝荒神ローソク台	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
P-D	2665	祈祷札 No.1	1	斑鳩町法隆寺	芳村 清一
	2666	〃 No.2	1	〃	〃
	2667	〃 No.3	1	〃	〃
	2668	〃 No.4	1	〃	〃
	2669	〃 No.5	1	〃	〃
	2670	〃 No.6	1	〃	〃
	2671	〃 No.7	1	〃	〃
	2672	〃 No.8	1	〃	〃
	2673	〃 No.9	1	〃	〃
	2674	〃 No.10	1	〃	〃
	2675	〃 No.11	1	〃	〃
	2676	〃 No.12	1	〃	〃
	2677	〃 No.13	1	〃	〃
	2678	〃 No.14	1	〃	〃
	2679	〃 No.15	1	〃	〃
	2680	〃 No.16	1	〃	〃
	2681	〃 No.17	1	〃	〃
	2682	〃 No.18	1	〃	〃
	2683	〃 No.19	1	〃	〃
	2684	〃 No.20	1	〃	〃
	2685	〃 No.21	1	〃	〃
	2686	〃 No.22	1	〃	〃
	2687	〃 No.23	1	〃	〃
	2688	〃 No.24	1	〃	〃
	2689	〃 No.25	1	〃	〃
	2690	〃 No.26	1	〃	〃
	2691	〃 No.27	1	〃	〃
	2692	〃 No.28	1	〃	〃
	2693	〃 No.29	1	〃	〃
	2694	〃 No.30	1	〃	〃
	2695	〃 No.31	1	〃	〃
	2696	〃 No.32	1	〃	〃
	2697	〃 No.33	1	〃	〃
	2698	〃 No.34	1	〃	〃
	2699	〃 No.35	1	〃	〃
	2701	〃 No.36	1	〃	〃
	2702	〃 No.37	1	〃	〃
	2918	ハツギトウの札	1	山添村毛原	福山 正昭
	2700	米寿のシャモジ	1	斑鳩町法隆寺	芳村 清一
P-E	2662	蛇	1	田原本町今里	今里自治会
	2663	絵馬	1	〃	〃
	2664	模擬農具	14	〃	〃
	2803	絵馬 No.1	1	奈良市三条町	富田音次郎
	2804	〃 No.2	1	〃	〃
	2805	蛇	1	三宅町石見	植田 康史
	2811	農具模型	5	桜井市横柿	杉本 重春
P-G	2894	提灯台	1	三郷町勢野	薬隆寺八幡神社
■ 民俗知識					
Q-A	2802	事務机	1	大和郡山市北郡山町	野口 一丸



	2913	ノート	21	高取町田井庄	藤井 俊一
	2912	教科書	30	〃	〃
Q-E	2893	柱時計	1	橿原市今井町	堺 シカノ
Q-F	2835	マス	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
■ 民俗芸能・娯楽・遊戯					
R-A	2819	ヤカタ	1	曾爾村伊賀見	伊賀見奉舞会
R-B	2814	シナイ	1	曾爾村長野	長野奉舞会
	2815	〃	1	〃	〃
	2816	ヒョットコ	1	〃	〃
	2817	オカメ	1	〃	〃
	2818	天 狗	1	曾爾村伊賀見	伊賀見奉舞会
	2820	獅子頭	1	〃	〃
R-E	2850	人 形	2	大和郡山市今井町	安田 喜久
R-G	2821	スゴロクパン	1	〃	〃
R-I	2857	16ミリフィルム No.1	1	大和郡山市東岡町	小松 正雄
	2858	〃 No.2	1	〃	〃
	2859	〃 No.3	1	〃	〃
	2860	〃 No.4	1	〃	〃
	2861	〃 No.5	1	〃	〃
	2862	〃 No.6	1	〃	〃
	2863	〃 No.7	1	〃	〃
	2864	〃 No.8	1	〃	〃
	2865	〃 No.9	1	〃	〃
	2866	〃 No.10	1	〃	〃
	2867	〃 No.11	1	〃	〃
	2868	〃 No.12	1	〃	〃
	2869	〃 No.13	1	〃	〃
	2870	〃 No.14	1	〃	〃
	2871	〃 No.15	1	〃	〃
	2872	〃 No.16	1	〃	〃
	2873	〃 No.17	1	〃	〃
	2874	〃 No.18	1	〃	〃
	2875	〃 No.19	1	〃	〃
	2876	〃 No.20	1	〃	〃
	2877	〃 No.21	1	〃	〃
	2878	〃 No.22	1	〃	〃
	2879	〃 No.23	1	〃	〃
	2880	〃 No.24	1	〃	〃
	2881	〃 No.25	1	〃	〃
	2882	〃 No.26	1	〃	〃
	2883	〃 No.27	1	〃	〃
	2886	〃 No.28	1	〃	〃
	2884	雑フィルム No.1	1	〃	〃
	2885	〃 No.2	1	〃	〃
	2887	フィルムカン No.1	1	〃	〃
	2888	〃 No.2	1	〃	〃
	2889	〃 No.3	1	〃	〃
	2890	〃 No.4	1	〃	〃
	2891	〃 No.5	1	〃	〃
■ 人の一生					
S-D	2734	子守箱	1	奈良市秋篠町	森村 文治
S-F	2830	人 形	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2831	人 形	1	〃	〃
■ 年中行事					
T-A	2753	三宝荒神のシメナワ No.1	3	平群町越木塚	光慶寺壇家一同
	2754	シメナワ No.2	1	〃	〃
	2755	〃 No.3	1	〃	〃
	2756	〃 No.4	1	〃	〃
	2757	〃 No.5	1	〃	〃
T-D	2853	掛 軸	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
T-E	2760	ノボリ	1	桜井市高田	奥田 源次
T-F	2852	掛 軸	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
T-H	2900	盆燈籠	2	大和郡山市矢田町	池上美代子 (浦西 記)

# 図書寄贈者目録

(昭和59年1月から)  
(昭和60年1月まで)

昭和59年1月から昭和60年1月までに、館だより、年報、報告書、紀要、図録、単行本等を御寄贈いただいた寄贈者(機関)291名の御芳名(機関名)を記し、感謝の意を表します(敬称略、アイウエオ順)。

## 1. 博物館・研究機関

相川郷土博物館、会津民俗館、アイヌ無形文化伝承保存会、青森県立郷土館、秋田県立博物館、飛鳥民俗調査会、熱田神宮宝物館、跡見学園女子大学民俗文化研究調査会、飯塚市歴史資料館、池田市立歴史民俗資料館、石川県立郷土資料館、石川県立白山ろく民俗資料館、伊勢文化会、伊勢民俗学会、一宮市立豊島図書館、市立市川考古博物館、市立市川歴史博物館、五市民話民俗の会、茨城県歴史館、岩手県立農業博物館、岩手県立博物館上田民俗研究会、浮世絵太田記念美術館、海の博物館、浦和市立郷土博物館、江戸川区郷土資料室、近江地方史研究会、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、大阪経学会、大阪城天守閣、大阪市立自然史博物館、大阪市立博物館、大阪人権歴史資料館、大阪文化財センター、大阪郵政考古学会、大谷女子大学資料館、大手前女子大学史学研究所、岡山県立博物館、岡山民俗学会、沖縄県立博物館沖縄民俗研究会、小浜城跡発掘調査団、尾鷲市立中央公民館郷土室、科学技術館、家具の博物館、鹿児島県歴史資料センター黎明館、鹿児島市立美術館、鹿児島民俗学会、神奈川県立博物館、加能民俗の会、河内長野市立滝畑民俗資料館、元興寺文化財研究所、関西大学工業技術研究所、北上市立博物館、北九州市立歴史博物館、岐阜県陶磁器陳列館、岐阜県博物館、君津市立久留里城址資料館、九州産業大学学術学会、京都国立近代美術館、京都国立博物館、京都市美術館、京都精華大学針畑生活資料研究会、京都服飾文化研究財団京都府立総合資料館、京都府立丹後郷土資料館、京都府立山城郷土資料館、近畿民具学会近畿民俗学会、釧路市立郷土博物館、群馬県立歴史博物館、群馬歴史民俗研究会、憲政記念館、皇学館大学史料編纂所、工芸学会、行

動と文化研究会、神戸市立博物館、国学院大学民俗学研究会、国際交流基金、国立史料館国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、古典と民俗学の会、小松市立博物館、小山市立博物館、埼玉県立さきたま資料館、埼玉県立博物館、埼玉県立民俗文化センター、埼玉県立歴史資料館、埼玉民俗の会、堺市立博物館、堺民俗会、佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県立博物館、相模民俗学会、桜井史談会、山陰民俗学会、滋賀県立琵琶湖文化館、滋賀民俗学会、静岡市立登呂博物館、自転車文化センター、志摩民俗資料館、斜里町立知床博物館白老民族文化伝承保存財団、須恵町立歴史民俗資料館、須賀川市立博物館、西郊民俗談話会、成城大学民俗学研究所、世田谷区郷土資料館、瀬戸内海歴史民俗資料館、仙台市博物館、仙台市歴史民俗資料館、太鼓資料館準備室、高島町民具クラブ、高島町歴史民俗資料館、たばこと塩の博物館、知多市民俗資料館致道博物館、千葉県立安房博物館、千葉県立大根博物館、千葉県立上総博物館、千葉市立郷土博物館、地名を守る会運営委員会事務局、調布市郷土博物館、津山科学教育博物館津山市立津山郷土館、帝塚山短期大学日本文化史学会、天理参考館、天理大学学術研究会東京家政大学生生活資料館、東京大学史料編纂所、東京農工大学工学部付属繊維博物館、東北学院大学東北文化研究所 東北大学日本文化研究所、東北歴史資料館、徳島県博物館、土佐民俗学会、栃木県立博物館、鳥取県立博物館、富山民俗の会、豊田市郷土資料館、内藤記念くすり博物館、中野文化センター郷土資料室、長野市立博物館、長浜市立長浜城歴史博物館、名古屋市博物館、名護博物館準備室奈良県農業試験場、奈良県立橿原考古学研究所、奈良県立橿原考古学研究所付属博物館、奈良県立美術館、奈良国立博物館、奈良国立



文化財研究所飛鳥資料館、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター、奈良市史編集室、奈良大学史学会、成田山靈光館、南都仏教研究会、新潟県民俗学会、日展、日本絵馬協会、日本海史事学会、日本工芸館、日本常民文化研究所、日本地名研究所、日本はきもの博物館、日本民家集落博物館、日本モンキーセンター、沼津市立歴史民俗資料館、寧楽美術館農村文化研究所、八王子市郷土資料館、花園大学民俗学研究会、浜松市博物館、東大阪市文化財協会、東大阪市立郷土博物館、美術文化史研究会、氷見市立博物館、日向民俗学会兵庫県立近代美術館、兵庫県立歴史博物館、枚方市文化財研究調査会、平塚市遺跡調査会平塚市博物館、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所、広島県立歴史民俗資料館、広島民俗学会、福井県立博物館、福岡市立歴史資料館、伏見郷土玩具資料館、福島県立博物館、藤沢市文書館、富士市立博物館、府中市立郷土館、仏教大学文学部学会、福生市郷土資料室船の科学館、プリヂストーン美術館、文化庁、平群史蹟を守る会、別府大学付属博物館、鳳来寺山自然科学博物館、ポーラ伝統文化振興財団、穂高町郷土資料館、北海道開拓記念館町田市立博物館、まつり同好会、御影史学研究会、三国町郷土資料館、三島市郷土館、水口町立歴史民俗資料館、港区立港郷土資料館美濃民俗文化の会、宮崎県総合博物館、宮島町立宮島歴史民俗資料館、宮本記念財団、民俗と歴史の会、武蔵野美術大学生活文化研究会、明治大学商品陳列館、明治村、山形県立博物館、山形大学付属博物館、大和文華館、横浜市三殿台考古館、リトルワールド、両津市郷土博物館、歴史考古学研究会、和歌山県立紀伊風土記の丘、和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、輪島市立民俗資料館

## 2. 教育委員会

大田区教育委員会、大野城市教育委員会、春日井市教育委員会、河内長野市教育委員会京都府教育委員会、神戸市教育委員会、相模原市教育委員会、吹田市教育委員会、世田谷区教育委員会、高山市教育委員会、田原本町教育委員会、都祁村教育委員会、天理市教育委員会、東郷町教育委員会、奈良市教育委員

会、榛原町教育委員会、羽曳野市教育委員会三国町教育委員会

## 3. 大学・図書館

関西大学考古学等資料室、聖母女学院短期大学生生活科学研究室、帝塚山学院大学、帝塚山大学考古学研究室、天理大学、同志社大学博物館学芸員課程、奈良教育大学地理学教室奈良教育大学付属図書館、奈良県図書館協会奈良工業高等専門学校、奈良女子大学家政学部被服意匠学講座、奈良大学、奈良大学考古学研究室、広島女子大学、武蔵大学人文学部明治大学学芸員養成課程、立教大学 学校・社会教育講座

## 4. 個人

家本伊之助、池田源太、石田貞雄、浦西勉岸田定雄、河野通明、崔啓遠、鹿谷勲、下野敏見、宗田一、田村憲美、林宏、平山敏治郎松崎憲三

## 5. その他

青葉出版、エッソ石油株式会社広報部、大神神社、春日大社、極楽寺、紫紅社、奈良県商工観光館、法隆寺、名著出版、大和郡山市役所、大和郡山市立少年自然の家、大和高田市

(徳田 記)



## 秋の涅槃(亥の子まつり)

徳田陽子

奈良県の東北部の丘陵地帯にある奈良市別所町では、涅槃講が春秋2回行なわれる。この涅槃講は、その年生まれた男の子が子供の仲間入りをする行事である。2回のうち、秋の涅槃のことを亥の子まつりということがある。今回は、この亥の子まつりの紹介をしたいと思う。

別所町の秋の涅槃は、昔は、11月15日にした。同町の南の小山の上に、山の神とも亥の神とも呼んでいる祠(ヤカタといっている)がある。秋の涅槃のときに、この亥の神も祀るのである。

涅槃講の宿は、春から秋までの間に男の子の生まれた家が当たる。男の子が生まれなかった年は、村の入口から上手へ順に回る。

数え年17歳までの男の子が参加する。このうち年長者をオヤという。オヤは、かつては、緋の着物、羽織を着て昼前に宿に来たという。

オヤ以外の小中学生の男の子は、朝7時に  
ネハンコー ノ コメ オクレンケー  
と言いながら、村中の家(25戸)を回り、米を2合ずつもらう。集めた米は宿の人に渡し、ドロイモ、チクワ、大根、コンニャク等の煮物、菜のおひたし、みそ汁等の料理を作ってもらう。その間、男の子達は、宮さん(金刀比羅神社)で遊ぶ。

10時頃から、中学生は宿に集まり、麻幹でカマ・スキ・クワ・クマデ・カラスキ・マンガカキ・イネコギの農具模型を作る。昼前に



▲亥の神のヤカタ(奈良市別所町)

オヤの次の者が、藁製の3本脚の台にサン俵を置いた上に農具模型を並べた物と、茶碗に御飯を山盛りにしてカヤの穂を1本さした物とを、亥の神のヤカタに供える。このとき、町内にある極楽寺にもカヤの穂をさした御飯を供える。

昼は宿で食事をする。座敷の正面にオヤがすわり、その両側に他の者が年の順にすわる。

一番下座のオヤと向かい合う席に、その年生まれた宿の男の子(入供という)の膳を置く。オヤの次の者が、座敷の中央にすわって御飯をよそう。そして一斉に、ワイワイワイと言ってから食べ始める。

食後、又、宮さんで遊ぶ。おやつするとき、オヤが宿で作ったスリヤキを食べる。スリヤキは、梗米を石臼でひいた米の粉と砂糖を混ぜ、水を入れてこねて、ホウラクで好み焼き状に焼いた物である。宿の人は、昼・夕食の支度をするほかは、「お家、貸す」といって男の子達の自由にまかせている。おやつは、宿に来ない年少の男の子の家にも、ホウダイ(藁ヅト)に入れて持って行く。

夕方、5時頃、昼と同様の食事を宿でして、メンメンコウに持ってきた盆に、アゲ・イタ(カマボコ)・ゴボウ・コウヤ(豆腐)・ニシン・コンニャク・パンを半個ないし1個(枚)、そのままらって男の子達は家に帰り、それだけを味付けして、家族で食べる。

この日、極楽寺(無住寺)で十夜講も行なわれる。各家から1人ずつ、米1升、御飯、オカズを持って、昼、寺に集まる。米は、スリヤキ用に涅槃講に1升、そのほかは、その年亡くなった人のある家に分配する。

現在の秋の涅槃講は、参加する男の子や宿の都合により月日が変わるので(今年は11月23日)十夜講と同じ日に行なうとは限らないが、昼の御飯は、月日が変わってもその日に極楽寺にも供えている。

秋の涅槃講で農具模型を供えるヤカタを、亥の神とも山の神とも呼んでいることが興味深い。

# 産 育 習 俗

奥野義雄

—お宮参りから初誕生日の祝いまで—

産育習俗の内、県内にのこる育児にかかわる儀礼の調査結果を紹介する。

まず、子供が産まれて後、宮参りの儀礼が行なわれる。この宮参りは、男児の場合には30日目に、女児の場合には31日目に行なわれる。この宮参りには、地域によっては、「紐祝い」といって、親や親類縁者から「子供の小遣い」ということで、オブキの紐や、白い緒にくくりつけてもらう風習がある。今回の調査で、奈良市大柳生、御所市東佐味の村々で、今日も行なわれていることがわかったが、この地域以外でも、旧奈良市内、御所市域の各村落でも、この「紐祝い」の風習がのこっているということである。



▲初誕生日の祝い〔一升餅を背負って箕の中で手前の物を選ばせる〕(奈良市大柳生)

この宮参りがすむと、生後百日日には「百日目の喰い初めの祝い」が行なわれる。

さらに、この祝いごとの後には、初誕生日の祝いがあり、この祝いには「一升餅」を子供に背負わせて、箕の中に入れて、箕の前にあるソロバン、筆、はさみなどを選ばせる。子供が選んだものによって、その子供の上達を祝うという。この箕の中に子供を入れて祝う風習は、さきの奈良市大柳生、御所市東佐味の地域以外でもみられる(奈良市柳生、同市水間、山添村室津、御所市名柄、同市鴨神、そして南山城〔京都府南部〕などにもあったあるいはあることが窺えた)。

このように子供が産まれて以後、その成長の折々に、子供のために祝いごとを行ってきたことがわかるが、この三つの祝いについて触れたが、このほかに「三つ祝い、(帯祝い、紐祝い)や、「七つ祝い、(帯祝い)などの祝いごとがある。さらに、初節句や七五三などもあるが、ここでは割愛するが、子供の成長に伴った祝いごとが、どうしてこのように沢山行なわれてきたのかということも含めて後日の機会に譲りたい。

## ★★★★ お し ら せ ★★★★★

### ● 民俗博物館の行事予定

☆60年4月10日～9月16日

テーマ展「女性とくらし」

☆60年4月10日～9月7日

民俗文化財速報展(仕事着)

☆60年6月22日～8月25日 AM10～PM4

体験学習講座(はたおり教室)

※講師指導日: 〇〇～〇〇、〇〇～〇〇、〇/、〇

※体験学習講座ご参加ご希望の方は、講座内容、受付日等々の詳細については当館へお問い合わせ下さい。

### ★ 予告

●60年8月下旬(または9月上旬)よりテーマ展開連講演の民俗カルチャー講座・民俗コースを3回連続で催します。

〔表紙解説〕 毎年2月4日に行なわれる手向山八幡宮の御田植祭は、県内の御田植祭の中でも特色をもつことでよく知られている。あらためて説明するまでもなく、県内のこの行事は一般に大和のオンダと呼ばれ、1月から5月にかけて行なわれる行事で、農耕の所作を行ない、農耕の作業を模放した神事であり、その年の豊作の祈願を意図した予祝儀礼である。

### ■ 編集後記 ■

3月に入ると雨の多い日が続く。ひと雨ごとに暖かくなっていく感じがする日々。いよいよ春へのスタートが始まり、次第に暖かくなることを、公園の樹々の色あいに感じられる。

また、館内では、年度末のあわただしい日々が続く。4月に入ると新しい展示に衣替えが始まり、「女性」を主題にした展示になる。

今年は「国際婦人年……」にあたるのか。女性のシュツエーションをかためていく年になるかもしれない……。

( ㄨ )